

國學院大學學術情報リポジトリ

『延喜式』にみる聖体安穩祭祀

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-11-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 大樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001114

『延喜式』にみる聖体安穩祭祀

木村 大樹

はじめに

古代において、律令国家の頂点たる天皇の身体（玉体）は、単なる人間個人の肉体としてのみならず、より広くその統治の及ぶ天下国家全体に直結した存在であったと認識されていた。これについて岡田莊司氏は、「玉体の不安は、国家体制の維持が不安定になり、皇位をめぐる争いにも発展することになる」と現実的・政治的な側面から考察している。一方で中村英重氏は、思想的な面も加味してこれを捉え、

天皇の身体というのは、単なる一個人の身体としてあるのではなく、自然・社会・国家を広く包含した「宇宙の身体」に措定されていた（略）。天皇の身体が若々しく健康であれば、気候も平穏で作物が豊穰となり貢賦も豊かに納まり、人民の生活も安定し社会秩序にも安寧がもたらされ、臣下も忠誠をもって臣従して謀反もなく、外

国からも王徳を慕つての入朝が続き外敵の侵攻もなく、国家も益々繁栄すると思考されていたのである。逆に天皇の身体が病弱で不健康であれば、天候が不順となつて作物も実らず、社会も混乱し国家も凋落して自然・社会・政治などの宇宙秩序も不安定となるとみていたのである。^②

と広く理解した。また、このような認識は天皇についてのみならず、天皇を第一として中宮や東宮、また斎王などの身体についても準じて及んだものと考えられる。^③ 中村氏はこれらの人々の「身体」を指す呼称として、「聖体」という用語を使用し、その安穩に関係する祭祀を「聖体祭祀」と称している。それはよく用いられる「玉体」という用語が、十世紀以降の中世的用法であり、また六国史にみられる「聖体」「聖躬」「御体」という用語のうち、『日本三代実録』での和文表現に多く用いられる「御体」や、『続日本後紀』で突出して用いられている「聖躬」と比べて、「聖体」が全体的に頻度が高く一般的に使用されていたからとした（『日本書紀』『日本文徳天皇実録』では使用例がない^④）。

本論でも、この「聖体」という用語を使用し、その安穩を祈る目的で行われた祭祀を「聖体安穩祭祀」と呼ぶこととする。そして、これらが最も体系的に規定された『延喜式』（以下、各式は便宜上『延喜○○式』と表記する^⑤）を主な対象として分析を行うことで、天皇・中宮・東宮・斎王といった存在が、祭祀運営上でどのように捉えられているのかということの一端を考察することとした。なお論述の都合上、以下の引用文中には筆者が適宜傍線を付している。

一、聖体安穩祭祀の主体

まず本章では、前述のような聖体安穩祭祀について、これを担った人々・職掌がどのような存在であったのか、と

いう主体の問題について考察する。この「主体」という表現からも察せられるように、基本的に聖体安穩祭祀は天皇をはじめとした「聖体」保持者が自ら行う（修する）類のものではなかった。つまり、それぞれ別の主体によって、聖体を対象とし、その安穩を主たる目的とした祭祀行為が行われ、各「聖体」保持者はその祭祀の場に赴かないことが主であったのである。このような聖体安穩祭祀の主体（中村氏はこれを「司祭者」と呼ぶ）として特に重要な役割を果たしたのは、中村氏も挙げているように、①宮主、②御巫、③戸座の三者であった⁶。これらはいずれも神祇官に所属し、『延喜臨時祭式』42宮主卜部条、46戸座条の連続する条文において関連事項が規定されていた。また三者は、天皇をはじめとする各「聖体」の保持者に付属して、それぞれの役割を担っていた。それぞれの詳細な職掌や成立については、すでに多くの先行研究によって理解が深められているため省略し、ここでは『延喜式』における主たる規定、及び他史料の記述により確認できる付属対象について確認する。

①宮主

宮主は、後の『官職秘抄』上（平基親撰、正治二年（一一二〇〇）頃成立か）が「神祇官重職者、無_レ過_二宮主_一」⁷、つまり神祇官の最たる「重職」とした職掌である⁸。その規定としては、『延喜臨時祭式』42宮主卜部条に

凡宮主取_二卜部堪_レ事者_一任之、其卜部取_三国卜術優長者、_{（伊豆五人、} 杵岐五人、_{对馬十人、} 若取_二在_レ都之人_一者、自_レ非_二卜術絶_レ群、不_レ得_二輒充_一、_{（略）}

とあり、これが龜卜による卜占を職掌とする卜部（卜部自体は基本的に伊豆・杵岐・对馬の三国から任用）の中から、事に堪え得る者を選んで任用された職であったことがわかる。また、元慶七年（八八三）十二月九日付太政官符「_〔応_下以_三官田_一給_中三宮宮主_一□主_二戸座等月料_一事_〕」（『類聚三代格』十五⁹）には「御宮宮主」（陽成天皇付）・「太皇太后宮宮主」（藤原明子付）・「皇太后宮宮主」（藤原高子付）、応和三年（九六三）十一月十日付太政官符（『類聚符宣抄』一）¹⁰

には「内御宮主」(村上天皇付)・「中宮宮主」(藤原安子付)・「春宮宮主」(憲平親王(冷泉天皇)付)などの記載があることから、天皇、中宮(皇后)・皇太后・太皇太后、東宮(皇太子)に付属した。さらに『延喜齋宮式』『延喜齋院式』各条の内容によると、伊勢齋王(齋宮)と賀茂齋王(齋院)にも付属していたことがわかる。

また、宮主の重要な特質は、東宮宮主が東宮の即位に伴って天皇の宮主(内御宮主・大宮主)となり、中宮宮主もその後に皇太后宮主、太皇太后宮主となることであつた。つまり、付属対象と一対一の関係であつたことがわかる。

②御巫

御巫とは、神祇官齋院(西院)の八神殿に鎮座する八神を奉斎した祭祀者である。⁽¹⁾『延喜臨時祭式』43御巫条に
凡御巫、御門巫、生嶋巫各一人、(其中宮・東宮唯有御巫各一人)取庶女堪事充之、但考選准散事宮人、
とあるように、庶女(位階のない女性)の中の事に堪え得る者が任用され、天皇・中宮・東宮にそれぞれ一人ずつ付属していた。また、中村氏の分析によると、『令集解』職員令の神祇官御巫条の「別記」(大宝官員令の施行規則か)にみえる「倭国巫二口」が付属した対象が、文武天皇と当時の皇太后でもあつた持統太上天皇と考えられることから、皇太后や太皇太后にも御巫が付属したといふ。⁽²⁾聖体に付属する御巫以外の「巫」としては、御門巫・生嶋巫、また座摩巫(『延喜臨時祭式』44座摩巫条によると、座摩巫のみ都下国造氏の七歳以上の童女から任用するという具体的な出身・年齢規定があつた)がいて、いずれも女性(童女)であつた。⁽³⁾なお、同式12供神装束条に

(略)右、每御巫遷替、神殿以下改換、但座摩、御門、生嶋等奉齋神、唯改神殿、不供装束、其新任御巫、皆給屋一字、(長二丈、庇二面長各二丈)

とあり、御巫が交替(解任理由は不明)するに伴って八神の神殿と装束が新造・新調された。対象と一対一の関係にあつた宮主とは異なり、御巫はむしろ奉斎する八神との対応関係に重点が置かれたことがわかる。一方で、伊勢及び

賀茂の斎王に御巫が付属した形跡は、少なくとも『延喜式』の規程からは見られず、神祇官御巫が関与した祭祀（大殿祭など）を、斎宮・斎院において誰が行なったかは明らかではない。

③戸座

戸座とは、以前に拙稿でも考察したように、祭祀（特に親祭を伴う天皇祭祀）の前後の斎戒に欠かせない重要な「忌火」に関与した存在であったと考えられる。『延喜式』での規定としては

凡戸座、取_二七歳已上童男卜食者_一充之、若及_二婚時_一、申_二弁官_一充替、（『臨時祭式』46戸座条）

ト戸座一人、（取_二山城国愛宕郡鴨県主氏童子_一）（略）

右、始_二自_一初斎院_二至于_一参入大神宮奉仕、其斎王入_二伊勢斎宮_一、即各替却、（『斎宮式』35ト戸座火炬条）
凡斎王到_レ国之日、取_二度会郡_一見郷磯部氏童男、卜_二為_一戸座、（略）但遭_レ喪及長大即替之、（同式80戸座火炬条）

などがある。つまり、戸座には七歳以上の童男が任用され、成長や婚姻に伴って解任・交替するという規定であった。また『類聚三代格』一、天平三年（七三二）六月二十四日勅¹⁵によると、天皇（男帝・女帝）・皇后に付属する戸座の貢進母体は阿波・備前・備中国といった瀬戸内海周辺諸国の特定氏族・部であったが、斎王戸座の場合は、斎王在京中は山城国愛宕郡、伊勢赴任中は伊勢国度会郡の指定氏族の童男から任用するという在地性が重視され、また解任理由には「遭喪」が加えられていた。

前述の元慶七年（八八三）十二月九日付太政官符（『類聚三代格』）にもあるとおり、戸座の付属対象は宮主のそれと似通っているが、重要な差異として、戸座は東宮には付属しなかったということが挙げられる（これが中村氏説の見解とは大きく異なる部分である¹⁶）。東宮宮主からの持ち上がりで大宮主となる宮主とは異なり、戸座は天皇即位に伴って初めて付属する存在であったといえる。

表1 聖体安穩祭祀の主体三者

	宮主	御巫	戸座
天皇	○	○	○
皇后（中宮）	○	○	○
皇太后	○	○	○
太皇太后	○	○	○
皇太子（東宮）	○	○	
斎王（斎宮）	○		○
斎王（斎院）	○		

以上、聖体安穩祭祀の主体三者を概観したが、これらの付属対象はそれぞれ微妙に異なっていたことがわかる（表1参照）。即ち、宮主は全ての対象に付属し、御巫は伊勢斎王・賀茂斎王には付属せず、そして戸座は東宮と賀茂斎王には付属しなかったとみられるのである。なお、三者の任用（補任）の条件として、宮主には「堪し事者」（その前提となる卜部の条件は「卜術優長」）、御巫にも「堪し事」、そして戸座には「卜食者」であることが求められた。つまり、年齢・出身の条件を満たしていれば誰でもよいというわけではなく、当然ながら神意や職務に堪え得る能力を有する必要があるためである。諸司が天皇祭祀に供奉する際、必ず事前（当日もしくは前日）に小斎人卜定を行って、神意に適う者を選び取る必要があったが、以上の三者については、聖体に付属するという性格上、その任用段階から

嚴重にそれが意識されたものと考えられる。

なお、このような意識を特に嚴重に捉えていたと考えられるのが伊勢齋王を擁する齋宮寮であった。というのも、『延喜齋宮式』81名簿条には、

凡遷入野宮^二之後、及^レ到齋宮^一、毎月下旬、雜色及仕女已上名簿、移^二送於主神司^一、隨即卜之、亦至六月・九月・十一月・十二月、更亦卜之、預^二供奉事^一、(但野宮不^レ為齋卜)其寮史諸司卜食已訖、行列就^二版位^一、于^レ時中臣官人命云、兆竹折箸事祓清供奉、供称唯退出、内侍、采女、女孺已下在^レ座承^レ命、不^二ト食^一者、不^レ得

參^二供宮中^一、(野宮者内院忌之、齋宮者宮中忌之)

との規定がある。即ち、齋王が野宮に移つて以降は、毎月下旬に翌月供奉する諸司(雜色・仕女以上の齋宮寮及び齋宮十二司)を卜定(神意の判定)し、これに合わなかった者の齋宮内への参入・供奉を禁じたのであった。さらに六・九・十一・十二月には、齋王の神宮三節祭への参宮や齋王新嘗祭の親祭が行われたため、加えて卜定が行われた。⁽¹⁸⁾その卜定の方法は、『儀式』六月十一日神今食儀条にみられる、宮内省での神今食・新嘗祭の小齋人卜定の方法と概ね同様であったと考えられる。それは同条に「(略)ト食人等列就^レ版、副命云、兆竹析^(折カ)著事、祓清供奉、共称唯退出、」とあり、『延喜齋宮式』名簿条の後半傍線部とほぼ同じ次第がみられることによる。

聖体安穩祭祀に供奉した宮主・御巫・戸座は、いずれもその任用に嚴重な職務適合性が求められた。齋王を戴く齋宮の場合より広範で、そこに供奉する諸司の出仕が神意に適っているかどうかを毎月判定する必要があった。これもひとえに、齋王が伊勢の齋宮の地において常に参籠・齋戒を行う存在であったことに起因するものと考えられる。

二、聖体安穩祭祀の客体

聖体安穩祭祀に供奉する三者、また齋王及び齋宮（齋宮寮）の特異性を確認したところで、続く本章ではそれぞれ聖体安穩祭祀が、いずれの「聖体」を対象としたのかという客体（対象）の問題、また前章のいずれの主体が祭祀を担ったのかという問題について考察する。これについても重要かつ体系的な考察を行ったのは中村氏であり、『延喜式』における「聖体祭祀」を以下のように目的別に類型化している。¹⁹⁾

- A 身体の直接的な保全を目的としたもの
- B 身体の内外に付着したケガレを除去、あるいはケガレを未然に忌避するもの
 - a 祭祀に関わるもの
 - b 日常性に関わるもの
- C 殿神を奉祀して居住空間と身体の保全をはかるもの
- D 霊魂の安定化をはかるもの

このうちBのaに関して同氏は「副次的なもの」としており、「聖体祭祀として本質的な面を示しているのはbである」とした。これは首肯すべき見解であり、拙稿でも確認したとおり、天皇親祭の神今食・新嘗祭の前後に行われた忌火御飯（『延喜式』には規定なし）・御贖祭・大殿祭（神嘉殿）・忌火庭火祭は、あくまで親祭を行う天皇、及び齋場である神嘉殿の清浄化などのために行われる祭儀であり、親祭に付属する性格の強いものであった。²⁰⁾ そのため、より直接的に聖体安穩の意義・目的が強かったのは、日常的に行われたbであったろう。

以下、主に『延喜式』の関連諸規程に沿って、宮主・御巫・戸座の関与した各祭祀が誰に対して行われたもので

あったかを確認するが、それぞれの次第や意義に関する詳細な言及は避けることとする。また、理解を簡便にするため、三后のうち皇太后と太皇太后は考察対象から除き、また伊勢斎王に準じる性格も強い賀茂斎院についても省略する。なお、右記のように日常的な聖体安穩を重視する理由から、臨時的な祭祀についても対象から除外した。

御体御卜（六・十二月） 向こう半年間において、天皇の身体が平安であるか否かを御卜し、その結果を天皇に奏上した儀式である。その詳細は『儀式』奏御卜儀条や『延喜四時祭式上』22卜御体条にみえ、また『延喜太政官式』73御体卜条には

凡御体卜者、神祇官中臣率_二下部等_一、六月、十二月一日始斎卜之、九日卜竟、十日奏之、(略) 中臣官人奏聞、(略) とある。神祇官齋院における御卜（斎卜）は宮主・卜部が主動し、紫宸殿における天皇への御卜結果の奏上は中臣官人が微声で行った。御体御卜については、神今食を執り行う天皇の祭祀適合性を判定するために行う予備的かつ付属的な祭儀であるとの見解が主流である。しかし既に拙稿で論じたように、御体御卜の斎卜・奏上が神今食より後に行われた事例が散見されることなどの理由から、筆者はこれに異を唱えている。⁽²¹⁾ そのため御体御卜についても、神今食に付属されない独立した聖体安穩祭祀の一として扱うものとする。

『延喜式』では天皇の御体御卜の存在しか確認できないものの、東宮についても御体御卜が行われたことは、その後の史料から明らかである。まず、『朝野群載』六には康平六年（一〇六三）に行われた、当時の東宮・尊仁親王（後冷泉天皇の皇太弟（後の後三条天皇））に対する御体御卜の結果が以下のように記されている。⁽²²⁾

神祇官

卜_二時推平否_一事、

太兆_ト卜供奉_ト、常神態諸例事_ト、無_レ漏_久行治給_ト、自_三来七月_二至于十二月_一、東宮君平安_久御座哉_ト問給_ト、(略)

以_レ是卜求_可有_二竈神崇_一矣、

此等_二条事行治給_ト、時推之内、平安_ト

可_三御座_一之状、卜定所_レ申如_レ件、

康平六年六月十日(以下略)

東宮御体御卜が、天皇御体御卜の卜問とほぼ同様の文言で行われ、また天皇御体御卜奏と同日に奏上されていたことがわかる。東宮御体御卜については、『東宮年中行事』六月条にも「十日ごたいの御うらの事、」として規定がある。また『宮主秘事口伝』にも「一、春宮御卜書様」として一連の御体御卜関連文書の書式が例示されている。²⁴⁾これによると、東宮御体御卜の結果は「春宮宮主又書_二卜形_一了、進_三上春宮御所_一也、」とあるように、御卜を行つた東宮宮主自身によって東宮御所へ進上された。

また同史料は、東宮御体御卜で明らかにする東宮への崇りの種別を挙げている。それは「土公崇」「水神崇」「竈神崇」「御膳過崇」「靈崇」の五種である。天皇御体御卜の対象となる崇りの種別は、この倍の十種であり、上記以外に「行幸崇」「北辰崇」「鬼気崇」「御身過崇」「神崇」があつた。この中で特に重要なのは、「神崇」であろう。遅くとも『宮主秘事口伝』段階の天皇御体御卜において、この「神崇」は「御体御卜崇者、十条内、二箇条之崇也、一箇条ニ_ハ神崇也、毎度_ニ卜_レ之、」や「已_上十条内、神崇可_二卜合_一、口伝如_レ此、」²⁵⁾とあるように、卜占を超えて必ず人為的に崇り有り(卜合)とすべき項目であることが口伝で定められていた。

このような天皇御体御卜における必須項目とされた「神崇」が、東宮御体御卜の卜定候補にないことは、全国の神祇が直接東宮を崇るという構造認識はなかつたであろうことを示唆させる。神々が直接天皇へ崇るという構図から導

き出される「循環型祭祀体系」⁽²⁶⁾の中に、東宮は組み込まれていなかったということになる。ただし、あくまで次代の天皇となるべき欠かせない存在として、東宮も即位以前から卜定内容を半分に限って御体御卜を行ったものと考えられるのである。

なお『延喜式』をはじめ、天皇と東宮以外に御体御卜が行われたことを示す史料は管見では見当たらない。中村氏は中宮にも御体御卜が存在したことを推測しているが(当該論文における表「三皇の祭祀」において△(≡推測)としている)⁽²⁷⁾、前述の御体御卜の目的からしても、天皇・東宮以外の御体御卜は行われていなかったとみてよいだろう。

大殿祭(六・十一・十二月) 『延喜四時祭式上』25大殿祭条に「大殿祭、(中宮准レ此)(略)」、『延喜四時祭式下』51新嘗料条に「(略)其御贖、大殿、忌火、庭火等祭料、並准_二神今食_一」⁽²⁸⁾とあり、六・十一・十二月、天皇と中宮の住まう御所(内裏)に対して行われたことがわかる(中宮の大殿祭については『延喜中宮式』24大殿祭条も規定)。これには中臣・忌部氏をはじめ、宮主・史生・神部・御巫も供奉していた。なお、本条の規定する大殿祭は、生活空間である内裏の諸殿舎(仁寿殿(後に清涼殿)・湯殿・厠殿・御厨子所)に対して行われたものであった(中宮の大殿祭は内裏内の後宮諸殿舎に対して行われたか)。そのため、聖体安穩祭祀としての大殿祭は内裏への大殿祭の方であり、天皇親祭に付属していた神嘉殿への大殿祭については別個に考える必要があるだろう。

また『延喜齋宮式』における主な大殿祭関連規程としては、9初齋院大殿祭条(初齋院)・24月次祭大殿祭条(野宮)・31新嘗祭大殿祭条(野宮)・61祈年祭神条(齋宮_二条文末尾に「其六月、十二月月次、鎮火、道饗、大殿、御贖、大祓、并朔日忌火、庭火等祭供神雜物、及明衣、祝詞料皆准_二在京_一」⁽²⁹⁾とある)・65新嘗祭条(齋宮_二「但鎮_二炊殿_一并忌火、庭火、大殿祭等、皆准_二在京_一」⁽³⁰⁾とある)がある。齋王の居所移動(初齋院↓野宮↓齋宮)に伴い変動があるも

の、いずれも天皇・中宮の内裏大殿祭と同様の意義を持って行われたと考えられる。それは半年間及び一年間を単位として、天皇・中宮の住まう内裏、斎王の住まう斎宮が、清浄で災異・不祥事が起こらないことを祈る目的があった。

なお、中村氏は東宮についても大殿祭が行われたと推測している（前述中村氏表「三皇の祭祀」において△とする）が、これも少なくとも『延喜式』では、東宮大殿祭の斎行に関する規定が見受けられず、今後慎重に検討する必要があるだろう。

御贖（六・十二月）『延喜四時祭式上』の30御贖条は天皇の御贖、31中宮御贖条は「（東宮准レ此、）とあつて中宮・東宮の御贖を規定する（『延喜中宮式』20六月御贖条、『延喜春宮式』21晦日未刻条もそれぞれ規定）。天皇御贖の詳細な次第は『儀式』二季御贖儀条に正確に規定されており、これを整理した野口剛氏は「この儀式の前半は縫殿寮が荒世と和世の御服を奉化する儀と神祇官が御麻を奉化する儀との二つの要素から成り立っている」とし、続く後半部分は荒世の御贖物の儀と和世の御贖物で構成され、前者は「東文部の太刀の奉上、西文部の太刀の奉上、宮主の荒世の奉上、宮主の壺の奉上」を行い、後者はこれを繰り返すもの（宮主は和世を奉上）とした。また宮主が奉上げた「荒世」「和世」とは、料物にみられる篠竹（＝「小竹二十株」）のことであり、これで御体を「量る」という次第・作法が重視されて、「節折」という儀式名称で呼ばれるようになったのである²⁸。なお、御服・御麻・御贖物を天皇に最終的に直接奉し上し紫宸殿上で所作したのは、全て「中臣女」と呼ばれた存在であった。この中臣女も宮主や御巫と同様、中臣氏の女性の中から「堪事者」（『延喜四時祭式上』31中宮御贖条）を選んで任命されていた。

中宮・東宮の御贖については、料物の品目・数量は基本的に天皇と同様であったが、中宮・東宮ともに「金装横

刀」がなかったことから、両者には東西文部による太刀奉上の次第はなかったものと考えられる。さらに東宮御贖の料物は、中宮御贖より八種の料物の数量が半減されたことから、さらに簡略化されたものであったことが推察される。

また齋王にも御贖が行われたことは、『延喜齋宮式』25御贖料条(野宮)及び前掲61祈年祭神条末尾にて齋宮でも「准_二在京_一」とされたことからわかる。但し、御贖料条規定の料物に「金装横刀」がないことから、中宮・東宮と同様に東西文部の太刀奉上は行われなかったものと考ええる。『延喜祝詞式』13献横刀呪条に「捧_以金刀、請_延帝祚_二」とあるように、太刀奉上は天皇の玉体安穩に伴う皇位長久を祈って行われたものであったのであろう。御服類(天皇・中宮・東宮は『延喜縫殿式』14御贖服条に規定)や「柑」「小川竹」の数量は同じであるため、これらの次第は三者と同様に行われたものと考えられる。但し、「安芸木綿」「凡木綿」「鯁魚」「腊」「海藻」「塩」などが三者の半量(凡木綿・鯁・腊・塩は東宮と同量)である一方で、「米」「酒」は二倍量(東宮の四倍)であることなど、細かい料物の差異の理由は不明である。

御巫奉齋神祭(九月) 御巫による九月の奉齋神祭(於、神祇官齋院)は、『延喜四時祭式下』2御巫齋神条に「御巫奉_レ齋神祭(中宮東宮御巫准_レ此、略)」とあるように、天皇・中宮・東宮の御巫がそれぞれ行なった。これら以外に御門巫・座摩巫・生島巫も、同月に同様にそれぞれの奉齋神への祭祀に供奉している。本祭祀に関する記述は『延喜式』にしか見られないため、詳細は明らかではない。なお、祭料の品目は全て同じで、その数量を見る限り、「五色帛」「欽」「稻」「鮭」「折櫃」「笥」「瓶」「坏」「食薦」はそれぞれの祭神数に対応しており、「明櫃」「杓」「席」「薦」「簀」は祭神数に関わらず全て二点ずつ用意されていることがわかるが、これらの意味するところは定かではない。

鎮魂祭（十一月）・鎮御魂齋戸祭（十二月） 天皇・中宮の鎮魂祭は、『延喜四時祭式下』48鎮魂祭条に「鎮魂祭（中宮准此、但更不給衣服）（略）右、中寅日晡時、（中宮鎮魂同日祭之）（略）」とあるように、ともに十一月新嘗祭（中卯日）前日の中寅日に行われた。宮内省の正庁に神祇官八神（御巫の奉齋する神々）及び大直日神の神座を設けて行い、その中心的な役割を果たしたのは、八神を祀る御巫らであったと考えられる。『儀式』鎮魂祭儀条によると、御巫は琴師の御琴に合わせて舞を行い、続いて「覆_ニ宇氣槽_ニ立_ニ其上_一、以_レ杵撞_レ槽」即ち伏せた「宇氣槽」の上に立って杵でこれを撞く所作を行った。この所作を十度行うことに、神祇伯は木綿を結ぶ。また『政事要略』所引「清涼記」などによると、この間、藏人が御衣の入った箱を振動させるといふ所作が行われ、これは『延喜式』同条に「内侍持_レ御服_ニ自_レ内退出_一」（『儀式』もほぼ同様）とある、内侍が内裏（貞観殿内の「御匣殿」）よりもたらしたと同一であったと考えられる。この御衣を天皇（及び中宮）の身体と同一であるとみなす考えがあるが、塩川哲朗氏は「御衣は祭祀対象と言うより祭祀に奉られる物品とする方が適切」とし、「天皇の実態的な玉体と直接的には関係せず、あくまで神祇官の祭祀に内裏の御衣が用いられたにすぎなかった」としている。²⁹ 鎮魂祭は、以上のような呪術的な所作が複合的に行われる祭祀であったが、これに天皇の出御はなかったことから、同じく塩川氏は「鎮魂祭は天皇のために八神と大直神に対し祭儀を行うもの」で、その主体が御巫であったとした。

また、東宮鎮魂祭は巳日（新嘗祭豊明節会の翌日）に行われ、その次第は『延喜春宮式』25東宮鎮魂条にみられる。天皇・中宮鎮魂祭は新嘗祭前日に行われることから、新嘗祭の前段祭儀としての性格も有しているが、新嘗祭の親祭に関与しない東宮の鎮魂祭が巳日に行われたことも併せて鑑みると、鎮魂祭が単なる新嘗祭の前段祭祀としての性格のみで完結するものではなかったことが推察される。というのも鎮魂祭は、十一月の宮内省における祭祀（天皇・中宮は中寅日、東宮は巳日）で完了したわけではなく、十二月の鎮御魂齋戸祭と連動していた。『延喜四時祭式

下』52齋戸祭条・53東宮齋戸条により、本祭祀は中臣氏が神祇官齋院において、天皇・中宮・東宮それぞれに対して行ったことがわかる。『延喜祝詞式』17齋戸祭条は、ここで読み上げられる祝詞であり、ここには「略」自_三此十二月_一始、十二月_一始、来十二月_至万_曆系、平_久御座所令_二御座_一給_止、今年十二月某日齋_比鎮奉_止申、とある。翌年の十二月までの一年間を単位として、各聖体がそれぞれの御在所で平安に「御座」することが祈られていた。この面でも、鎮魂祭が新嘗祭の前段祭儀としてだけでなく、聖体安穩祭祀としての重要な性格を持っていたことが窺えよう。³⁰⁾

なお、鎮魂祭は『日本三代実録』元慶七年（八八三）十二月二十四日条に「於_二宮内省_一、修_二鎮魂祭_一、太皇太后・皇太后両宮鎮魂、此夜同修焉、」（当時の太皇太后・皇太后は前述₃₁₎）とあることから、皇太后・太皇太后に対しても行われたことがわかり、また塩川氏は院政期に「院鎮魂」（『江家次第』）が行われたことも指摘している。³²⁾一方で、伊勢齋王に対しての鎮魂祭は行われなかったものとみられる（賀茂齋王も同様）。中村氏は、これを齋王に御巫が付属しなかったことと関連させて、「齋王は天照大神を奉祀する存在として、身体の清浄性と保全だけが主眼とされていた」³³⁾とした。

忌火庭火祭（毎月朔日） 忌火庭火祭には、神今食・新嘗祭の親祭終了後の天皇・中宮（東宮には行われない）、また齋王新嘗祭の親祭終了後の齋王に対して、付属祭祀として行われたものがあつた（『延喜四時祭式上』26忌火庭火祭条、『延喜四時祭式下』51新嘗料条、『延喜齋宮式』34忌火庭火祭条〈野宮〉・65新嘗祭条〈齋宮〉）。本章冒頭に前述した理由から、これについては本論では詳述しない。

一方、毎月朔日にも宮主が内膳司（東宮の場合は主膳監）に赴き、忌火庭火祭が行われたが、『延喜四時祭式下』54朔日忌火条に「毎月朔日忌火庭火祭〈中宮東宮庭火准_レ此、但忌火不_レ祭〉」、また『延喜齋宮式』11庭火祭条に

「朔日庭火祭（野宮、齋宮准_レ此、）とあるように、毎月朔日の忌火祭が行われたのは天皇だけで、それ以外の中宮・東宮・斎王には庭火祭のみが行われた。毎月の庭火祭は、それぞれの日常の食膳の清浄・安全を期すための祭祀と考えられ、聖体安穩祭祀の性格がよく表れている。天皇にのみ毎月の忌火祭が行われたのは、年三度の親祭を確実に行うための定期メンテナンスのような意味とも取れるが、その場合、新嘗祭を親祭する斎王に対して忌火祭が行われないことと若干矛盾するとも考えられるため、今後検討しなければならない。

御麻・御贖（毎月晦日） 毎月晦日の御麻と御贖は、『延喜四時祭式下』55 毎月御麻条・56 毎月中宮御麻条・57 毎月御贖条によると天皇・中宮・東宮に対して行われた（『延喜中宮式』28 毎月御贖条に関連規程、『延喜春宮式』35 晦日昏時条に東宮毎月御麻・御贖の次第規程がある）。御麻と御贖の両者で六・十二月晦日の御贖（二季御贖儀）と対応関係にあったとみられるものの、これと比較すると差異も多々見受けられる。重要なものは、二季御贖儀で奉られた荒世・和世の御服（御衣・袴・被）が毎月儀には存在しない点、御麻を最終的に天皇に奉るのが中臣女（二季）でなく内侍（毎月）である点、毎月の御贖物には横刀（太刀）・小竹が見られない点、毎月御贖は御巫が行事した点、毎月御贖儀では多くの料物の数量が減少しているのに対して「盆」のみ増加している点、などである。これにより毎月晦日儀は、中臣による御麻奉献儀と御巫による御贖物奉献儀（ただし横刀奉献儀や節折儀などはなかった）で構成されていたと考えられる。これについて野口剛氏は、「もし二季晦日の儀が先に行われはじめていたとするならば、後に穢れに対する感覚が強くなるなかで、その簡略化したものとして毎月晦日に御巫によって行われるようになっていった³⁴⁾」とした。

また『延喜齋宮式』12 解除料条より、齋宮にも毎月晦日の御麻儀が行われたことがわかる。本条の祭料は基本的に

天皇・中宮・東宮の毎月御麻条の品目と同じであるが、これに「坩・坏各一口」が含まれている。坩や坏が二季御贖にみられる料物であったことからすると、これは毎月晦日の御贖の料物を表しているのだろうか。

羅城御贖（一代一度） 年中恒例の御贖に対して、羅城御贖は『延喜臨時祭式』14羅城御贖条の割注に「毎世一行」とあるように天皇一代に一度行うことが規定された御贖である。不定期であるとはいえ、一代に一度という周期性があったため簡単に確認しておきたい（これは次の八十鳥祭も同様）。

同条規定の料物には「奴婢八人」や「馬八疋」が含まれ、これらは羅城門前で行われたと考えられる本儀の祓のために出された祓柱（ハラエツモノ）であったと考えられる。また『貞信公記』承平二年（九三二）十一月二日条に「羅城祭、可行去月廿三日、而所司称^三用途不^レ足、不行、仍今日行、³⁵」とある。「羅城祭」は羅城御贖と同一と考えられており、これが本来十月二十三日に行われるべきであったとされることから、野口氏は大嘗祭前の大祓と羅城御贖が「ちょうど、二季御贖と大祓との関係のように、これらも本来は一体のものとして認識されていた可能性もある」と指摘する。また同氏は奴婢・馬を含めた料物の多くが「八」の倍数を基調としていることから、大嘗祭前大祓も羅城御贖とともに「大八洲全体に存在している穢れを祓うという象徴的な意味になっている」としている。³⁶

このような羅城御贖は、『延喜式』同条に「中宮准^レ此、^レ」とあって天皇・中宮について行われたことがわかるが、同じく御巫の付属する東宮については行う旨の規定が見られない。前述の野口氏の説と合わせて考えるならば、「大八洲」（日本）を象徴するという役割は、天皇と中宮が担っていると認識されていたということが想起できよう。

八十鳥祭（二代一度） 八十鳥祭は大嘗祭の翌年に行われた一代一度の祭祀である（「大嘗会次年行_レ之」、「江家次第」八十鳥祭条³⁷）。『延喜臨時祭式』22 八十鳥神祭条・23 東宮八十鳥祭条に連続で規定されており、祭料の列挙に続いて

右、八十鳥祭御巫、生鳥巫、并史一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏属一人、舍人二人、赴_二難波津_一祭之、

とあることから難波津で行われたことがわかる。『江家次第』同条は詳しい次第を載せており、内裏（あるいは里第）での祭使出立の儀、難波津での儀、帰京後の報告の儀に分けられる。このうち特に重要なのは、内裏において宮主が藏人を介して奉る「御麻」を天皇が「一撫一息」する作法、そして難波津において女官が「御衣」（天皇料・中宮料・斎宮料）を振り、宮主が西面（海の方向か）して御麻を捧げ御禊を修する作法とみられる（祭物は終了後に海に投じられた）。御衣振動は前述の鎮魂祭とも共通する作法であり、このことから岡田莊司氏は、八十鳥祭を「禊祓と鎮魂の行事」と捉えている³⁸。なお、『延喜式』23 東宮八十鳥祭条には、住吉神・大依羅神・海神・垂水神・住道神への幣帛が別途挙げられている。これらは難波津周辺に鎮座する神々であり、八十鳥祭が行われることと関連して奉幣が為されたと考えられる。

中村氏は八十鳥祭が「聖体祭祀」（「天皇などの身体、生命、靈魂の保全を目的」〈前掲著九八頁〉とする）には含まれないとしている。一方で岡田氏は八十鳥祭の目的を、鎮魂祭による「内在魂」の「活性化」「増殖」と同様に、「天皇代替わりにおいて、御代一代の天皇身体の保全を祈ること」としている³⁹。中宮・東宮の八十鳥祭も天皇八十鳥祭に付属する目的であったろうことから、八十鳥祭はまさに典型的な聖体安穩祭祀にあてはまるものと考えられる。

表2 聖体安穩祭祀の整理

時 期	名 称	天皇	中宮	東宮	斎王	主 体	
6・12月	御体御卜	○		○		宮主・卜部・中臣	
6・11・12月	大殿祭(内裏)	○	○		○	忌部・御巫	
6・12月	御贖	○	○	○	○	宮主・卜部・中臣・ 中臣女・文部	
9月	御巫奉斎神祭	○	○	○		御巫・御門巫・ 生島巫・座摩巫	
11月	鎮魂祭	○	○	△※1		御巫	
12月	鎮御魂斎戸祭	○	○	○		中臣	
毎月朔日	忌火庭火祭	○	△※2	△※2	△※2	宮主	
毎月晦日	御麻	○	○	○	○※3	中臣・卜部・内侍	
毎月晦日	御贖	○	○	○		御巫	
神今食 新嘗祭 付属祭祀	(忌火御飯)※4	○				内膳司	
	御贖祭	○	○	△※5		御巫	
	大殿祭(神嘉殿)	※6					
	忌火庭火祭	○	○		○	宮主	
	忌火炊殿祭	○			○	宮主	
一代一度	羅城御贖	○	○				
一代一度	八十島祭	○	○	○		御巫・生島巫	
※1 東宮鎮魂祭は巳日に行われるため、寅日の天皇・中宮鎮魂祭とは別系統 ※2 天皇以外の毎月忌火祭は行わず、庭火祭のみ行う ※3 斎王の毎月晦日御麻・御贖は、「解除」として合わせて行われたか ※4 忌火御飯は天皇祭祀の付属行事であるが、天皇一人の行う行事であるため『延喜式』には規定されていない ※5 東宮の御贖祭は日数・料物ともに中宮を半減して行う ※6 神嘉殿への大殿祭は、神今食・新嘗祭の「場」への祭祀である							

本表は、中村英重氏の表「三皇の祭祀」(註27)を参考に作成した。ただし、見解が異なる部分もある。

以上、まとまりがなく疑問点を増やした部分も多々あると思われるものの、『延喜式』の規定する主な聖体安穩祭祀について、それぞれの主体・客体、料物の差異などについて細かく確認してみた。これをまとめると前頁の表2「聖体安穩祭祀の整理」のようになる。中村氏は「皇后以下も天皇と同様な聖体祭祀が存在する「聖体」であり、「皇后、皇太子も天皇と同様に全く同一の祭祀を行っていた」とした¹⁰⁾。しかし実際には、天皇以下が自身で行う祭祀についても、それぞれの聖体に対して行われる祭祀についても、少なくとも『延喜式』諸規程を俯瞰する限り、これらには微妙な差異があったことがわかるのである。

まとめにかえて

甚だ雑駁ながら、聖体安穩祭祀について主に主体・客体の面から考察を試みた。中村氏をはじめとして、既に理解が進められてきた見解が主であるが、改めて『延喜式』以下史料の規定を丹念に読み解くことで、今後の新たな検討課題も多々生じたものと思われる。前述したように、中村氏は「聖体祭祀」をその目的別に類型したが、これを別視点から類型してみたい。表面的ではあるものの、各祭祀をその齋行周期によって類型すると、

- A 一ヶ月周期で行うもの
 - a 毎月朔日に行うもの（朔日忌火庭火祭）
 - b 毎月晦日に行うもの（晦日御麻、晦日御贖）
- B 半年周期で行うもの（御体御卜、六・十二月内裏大殿祭、二季御贖）
- C 一年周期で行うもの（十一月内裏大殿祭、御巫奉齋神祭、鎮魂祭・鎮御魂齋戸祭）

D 一代に一度行うもの（羅城御贖、八十島祭）

となる。このうち、聖体安穩祭祀としての性格が最も強く表れているのはBと考えられる。第二章で分析した全ての祭儀が対象としていたのは、天皇ただ一人であった。Bに該当する祭儀について、中村氏の類型と併せて考えると、御体御卜には「身体の直接的な保全」、大殿祭には「居住空間と身体の保全」、御贖には「身体の内外に付着したケガレを除去」「ケガレを未然に忌避」という目的があったと考えられる。

これに加えて、天皇自身が皇室の氏上として内々に天照大神を親祭（神今食）することで、過ぎた半年を省み、また来たる半年の安穩を祈るといふ、一年間における六月・十二月の特異性が構築されたものと考えられる。このような意味では、神今食にも神饌供進（親供）を通じて皇祖への聖体安穩の祈りが込められていたことになる⁴¹。つまり、これらの天皇祭祀と聖体安穩祭祀は、天皇が行う祭祀である。前者と天皇（及びその他の聖体）に対して行う祭祀である後者として、ともに国家の平安実現を目的とする両輪のように機能していたのである。また神今食は、律令国家祭祀として班幣行事が行われた月次祭との二重構造も構成していた。さらに境界祭祀としての鎮火祭や道饗祭、また大祓も、それぞれ異なる面から六・十二月の役割を補強していたものと考えられる。

また、毎月行われる祭祀は、晦日に一ヶ月分の穢れを除去し、その翌日である朔日には再び新たな一ヶ月分の清浄を図るといふ目的で行われたのであろう。これらはBやCを補完する意味合いがあったと考えられる。つまりA・B・Cは、それぞれが異なる大きさの歯車の如く、各周期を対象としながら相互に作用しあい、「聖体安穩」さらにはこれと密接に繋がる国家全体の安泰を目的として機能していたのである。

最後に、宮主・御巫・戸座三者及び各聖体安穩祭祀の付属・対象の有無という観点から、祭祀における天皇・中宮・東宮・斎王の位置付けの一端について類推しておきたい。このうち天皇は、言わずもがな律令国家中であっては

代表的かつ中心的な存在であり、また皇室の中にあつては親祭を行う「氏上」のような存在であるが、この他はどのように捉えられていたのだろうか。

まず「宮主」は、それぞれの聖体との対一の関係が重視され、上記の全てに付属していたために比較が困難であるが、その重要な職掌の一つである御体御卜は、天皇と東宮に対してのみ行われた。これに加えて、具体的な供奉なく聖体に付属すること自体に意義（忌火への清浄性付与など）があつたと考えられる「戸座」が、東宮には付属していなかった。このことから「東宮」は、当然ではあるが、皇祖天照大神を奉祀（親祭）すべき存在というより、あくまで次代の天皇として控えている存在として認識されていたのであろう。また「中宮」は、東宮を対象としない内裏大殿祭が行われ、また「戸座」も付属して天皇親祭後の忌火庭火祭の対象でもあつたことから、天皇とともに「内裏」を構成する存在であり、また天皇の神今食・新嘗祭が行われる中和院に行啓して親祭に何らかの形で介在・関与（助祭）かした存在であつたと考える。これら天皇・中宮・東宮にはいずれも「御巫」が付属し、彼女たちが神祇官齋院鎮座の八神を奉斎し、鎮魂祭に供奉することで、一年間の聖体の安穩が保たれた。また一代一度の八十鳥祭による御禊・鎮魂の作法が行われることで、御代における聖体の安穩が祈念されたのである。一方で、「齋王」には御巫は付属せず、鎮魂祭も行われなかつた。齋王は齋宮という「ミニチュアの国家」において、新嘗祭を親祭し「天皇の祭祀体系を補完する役割」⁽⁴³⁾を担つたのであり、政務を執り俗世との関わりも深い天皇に代わつて、伊勢の地で日常的に物忌（齋戒）の生活を行うことに重点が置かれた存在であつたことがわかる。

以上、結論として行き着くところは先行研究や自身のこれまでの諸考察の再確認に留まる一方で、論拠に乏しく仮説の域を出ない考察も多い。また『延喜式』における祭祀運営上の規程の僅かなズレを、天皇・中宮・東宮・齋王の

性格の違いにまで発展させて導き出すことは推察が過ぎる部分もあるだろう。しかし、多くの検討課題を今後につなげるという意味では意義ある分析であったと考え、本論を閉じることとしたい。

註

- (1) 岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系―古代の崇神―」(『神道宗教』一九九・二〇〇、平成十七年、八〇頁)。
- (2) 中村英重「律令祭祀の構造」国家祭祀と聖体祭祀(同『古代祭祀論』平成十一年、吉川弘文館、五九六〇頁)。
- (3) 桜井好朗「儀礼国家の神話的地位(その一)」(同『祭儀と註釈―中世における古代神話―』平成五年、吉川弘文館、一三六頁)では、このような認識の及ぶ範囲を、「天皇家の人ならばだれにでも」というわけではなく「直接的に王権を構成するという立場を尊重」し、「いわば天皇の家という枠のなかで、王権を構成する者に限定」されていたと捉えている。
- (4) 中村氏前掲註2五八・五九頁。
- (5) 以下、『延喜式』の条文番号及び引用条文については、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上・中・下(平成十二年～二十九年、集英社)を使用した。
- (6) 中村英重「祭祀と天皇―聖体祭祀論―」(前掲註2著書所収)。
- (7) 『群書類従 五 系譜部・伝部・官職部』昭和三十五年、続群書類従完成会、五七六頁。
- (8) 宮主に関する主な先行研究としては、安江和宣「宮主の職掌に関する一考察」(同『大嘗祭神饌御供進儀の研究』令和元年、神社新報社。初出は、『皇學館大学紀要』一八、昭和五十五年)、岡田莊司「吉田卜部氏の成立」

〔同〕『平安時代の国家と祭祀』平成六年、続群書類従完成会。初出は、『國學院雜誌』八四・九、昭和五十八年）などがある。

(9) 『新訂増補国史大系〔普及版〕 類聚三代格後篇』平成八年、吉川弘文館、四五六頁。

(10) 『新訂増補国史大系〔普及版〕 類聚符宣抄』平成十一年、吉川弘文館、一六頁。

(11) 御巫に関する主な先行研究としては、野口剛①「神祇官に仕える女性たち」〔同〕『古代貴族社会の結集原理』平成二十八年、同成社)、②「神祇官西院と御巫」〔岡田莊司編『古代の信仰・祭祀』〈古代文学と隣接諸学七〉平成三十年、竹林舎)、小平美香①「神祇祭祀のなかの「巫」―神祇官と神宮の御巫職」、②「神祇祭祀における女性の働き―祭祀の形態と継承―」〔同〕『女性神職の近代―神祇儀礼・行政における祭祀者の研究―』平成二十一年、ペリかん社) などがある。

(12) 中村氏前掲註6一〇四・一〇六頁。なお、野口氏前掲註11①も、同様に三后に御巫が付属することを認め、さらに「天皇の御巫とは上皇をも担当する御巫であった」と類推している。

(13) 御巫の童女としての性格については、拙稿「班幣行事の復元的考察」〔『國學院大學大学院紀要―文学研究科―』四九、平成三十年) でも若干の考察を行った。

(14) 拙稿「天皇と斎王の祭祀構造―「戸座」の位置付けを手がかりに―」〔『神道研究集録』三二、平成三十年)。戸座に関する主な先行研究としては、小川徹「戸座の貢進について」(和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会編『古代・中世の社会と民俗文化』昭和五十一年、弘文堂)、中村英重「戸座をめぐる諸問題」(下出積與編『日本古代史論輯』昭和六十三年、桜楓社)、木村徳宏「戸座とその起源に関する一考察」〔『神道史研究』五七・一、平成二十一年) などがある。

- (15) 『新訂増補国史大系〔普及版〕 類聚三代格前篇』平成八年、吉川弘文館、二九頁。
- (16) 詳細は前掲拙稿註14。
- (17) 拙稿「天皇親祭をとりまく人々―神今食の祭祀構造と場―」（『神道史研究』六六・一、平成三十年）。
- (18) 『延喜齋宮式』63卜庭神祭条にみられる「毎月晦日卜庭神祭」は、この諸司供奉人卜定に当たって行われたものと考えられる。同条には「齋王參三時祭卜庭神祭准レ此、」とあり、三節祭への齋王參列の際の卜庭神祭があったことも示している。さらに前掲註5『延喜式』上の当該条頭注が「また新嘗祭に先立つても行われたか（御短尺）」（三二八頁）とすることとも併せると、同名簿条の「亦至六月、九月、十一月、十二月、更亦卜之、」という内容とも一層符合する。
- (19) 中村氏前掲註6九八・九九頁。
- (20) 拙稿「神今食を中心とした祭儀体系への一試論―御体御卜との関係をめぐって―」（『神道宗教』二四三、平成二十八年）。
- (21) 同上。
- (22) 『新訂増補国史大系 朝野群載』昭和三十九年、吉川弘文館、一四〇頁。
- (23) 『群書類従 六 律令部・公事部』昭和六十二年、続群書類従完成会、六二九頁。
- (24) 安江和宣「校訂 宮主秘事口伝」（同『神道祭祀論考』昭和五十四年、神道史学会、二四二・二四七頁）。
- (25) 同上二二一・二二二頁。
- (26) 岡田氏前掲註1。
- (27) 中村氏前掲註6一一七頁。

- (28) 野口剛「節折の起源」(前掲註11①論文所収著書に同じ。引用箇所は一五五頁)。
- (29) 塩川哲朗「鎮魂祭の祭祀構造に関する一考察」(『神道研究集録』三二、平成三十年、九一頁)。
- (30) なお、小林宣彦「天石窟伝承と古代の祭祀構造に関する考察―天鈿女命の「俳優」と「顕神明之憑談」を中心―」(『國學院雜誌』二二・一一、令和二年)は、『日本書紀』における天石窟伝承などを分析し、天鈿女命の特性およびその後裔の媛女の職能と考えられる「神憑り」を、「神名や神意を確認するため」(五九頁)の行為(神事)と捉えた。その上で、鎮魂祭は「神憑り」の儀式であり、「天皇が祭祀者となる新嘗祭の前に神憑りをおこなって神意を確認することで、天皇に向けられる祟りなどの危険性を回避して、安全に祭祀をおこなってもらう」(六一頁)祭祀であったが、「早い段階でその意義は薄れてしまい、別の意義付けがされた」(六二頁)と考察している。
- (31) 『新訂増補国史大系(普及版) 日本三代実録後篇』平成十二年、吉川弘文館、五四五頁。
- (32) 塩川哲朗「鎮魂祭の成立と大嘗祭」(『國學院大學研究開発推進機構紀要』一二、令和二年、六四頁(註61に該当))。塩川氏はこの「院鎮魂」を「上皇に鎮魂祭を行うのは例外中の例外と捉えるべき」としている。
- (33) 中村氏前掲註6一二二頁。
- (34) 野口氏前掲註28一六六頁。
- (35) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 貞信公記』昭和三十一年、岩波書店。
- (36) 野口剛「御贖物という呪具」(前掲註11①所収著書に同じ。引用箇所は一三九頁)。
- (37) 『神道大系 朝儀祭祀編四 江家次第』平成三年、神道大系編纂会、六九三・六九四頁。
- (38) 岡田莊司「(住吉大社セミナー) 八十島祭と古代の祭祀」(『住吉っさん』三四、令和二年、住吉大社、六頁)。

(39) 同上十頁。

(40) 中村氏前掲註6 一一五、一二二頁。

(41) このような天皇と皇室（天皇家）内々の祖先祭祀における神饌供進に、国家的な意味合いを強く結びつけたものが新嘗祭や大嘗祭であると考えられる。笹生衛「『記紀』と大嘗祭―大嘗宮遺構から考える『記紀』と大嘗祭の関係―」（『國學院雜誌』一二一・一一、令和二年）は、これについて「大嘗祭は皇祖神を主祭神とし、本来、天皇家の祭祀としての性格を持つ。そこへと組織的に多数の官人が参列する形が整えられた。そこには、天皇家の内廷的な性格の祭祀を明確に国家の祭祀として位置づける意図が読み取れる。」（三九頁）としている。

(42) 野口氏前掲註11①は、御巫の最も中心的な奉仕形態として「神事にあたって穢れを祓い清める点」（一八九頁）としている。

(43) 岡田莊司「天武朝前期における天皇新嘗」（同『大嘗祭と古代の祭祀』平成三十一年、吉川弘文館、二五六頁）。